

よくある質問（姫路信用金庫インターネット支店 Q&A）

目次

◆姫路信用金庫インターネット支店について	1
Q. インターネット支店とはどんな支店ですか？	1
Q. 金融機関コード・支店番号を教えてください。	1
Q. どのような商品を取扱っていますか？	1
Q. 誰でも利用できますか？	1
Q. マル優（少額貯蓄非課税制度）の取扱いはできますか？	1
Q. 姫路信用金庫の本支店の口座を、インターネット支店へ移管できますか？	1
◆普通預金口座開設について	2
Q. 口座開設はどのようにするのですか？	2
Q. 姫路信用金庫の本支店窓口でも口座開設はできますか？	2
Q. 法人名義、団体名や屋号がついた名義でも口座開設できますか？	2
Q. 口座開設時に必要な本人確認書類は何ですか？	2
Q. 複数の口座を開設することはできますか？	2
Q. 通帳やキャッシュカードは発行されますか？	2
Q. 口座開設の申込みをしてから利用開始まで、どのくらいかかりますか？	2
◆普通預金取引について	2
Q. どのようにして取引をするのですか？	2
Q. 給与や年金の受取口座として利用できますか？	3
Q. 公共料金の引落とし口座として利用できますか？	3
Q. 現金での入金・出金はどのようにすればよいですか？	3
Q. ATM での引出限度額はいくらですか？	3
Q. ATM での振込はできますか？	3
◆IB サービスについて	3
Q. スマホでの利用はできますか？	3
Q. 既に IB サービスの契約がある場合、インターネット支店の取引に使えますか？	3
Q. ログイン ID、パスワード等を忘れた場合はどうすればいいのですか？	3
Q. IB サービスの振込限度額はいくらですか？	3
◆定期預金取引について	4
Q. 定期預金の申込みはどのようにするのですか？	4
Q. 普通預金口座を開設せず、定期預金口座だけを開設することはできますか？	4
Q. 通帳や証書は発行されますか？	4
◆変更などの手続きについて	4
Q. キャッシュカード・印鑑を紛失してしまいましたけどどうすればよいですか？	4
Q. 住所や電話番号、届出印を変更するにはどうすればよいですか？	4

◆姫路信用金庫インターネット支店について

Q. インターネット支店とはどんな支店ですか？

A. 実際の店舗を持たないインターネット上の店舗です。お仕事の都合で日中ご来店いただくことができないお客さまなどのご要望にお応えします。

Q. 金融機関コード・支店番号を教えてください。

A. 姫路信用金庫の金融機関コードは「1685」、インターネット支店の支店番号は「070」です。

Q. どのような商品を取扱っていますか？

A. 普通預金、定期預金を取扱っています。

Q. 誰でも利用できますか？

A. ご利用できる方は以下のすべてに該当する方となります。

- ・18歳以上の個人の方
- ・当金庫営業区域内にお住まい、またはお勤めのお客さま

《営業区域》

姫路市、相生市、たつの市、加古川市、高砂市、赤穂市、明石市、西脇市、三木市、小野市、加西市、神戸市、芦屋市、西宮市、三田市、宍粟市、朝来市、加東市、神崎郡、揖保郡、加古郡、赤穂郡、佐用郡

- ・法令上求められる義務を履行される方
- ・税法上の居住地国（納税地国）が日本のみの方
- ・米国人等（米国市民、グリーンカード保有者、米国内に居住の方）でない方
- ・外国政府等において重要な公的地位にある方（あった方）またはそのご家族のいずれにも該当しない方
- ・成年後見制度をご利用されていない方またはご利用の対象でない方
- ・少額貯蓄非課税制度（マル優）をご利用されない方
- ・取引を事業でお使いになることを目的としない方
- ・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」といいます。）に定める本人確認書類をお持ちの方

Q. マル優（少額貯蓄非課税制度）の取扱いはできますか？

A. 当支店では「マル優」はお取り扱いしておりません。

Q. 姫路信用金庫の本支店の口座を、インターネット支店へ移管できますか？

A. 当店以外の当金庫本支店でお持ちの口座を、インターネット支店へ移管することはできません。また、インターネット支店の口座を当店以外の本支店へ移管することもできません。

◆普通預金口座開設について

Q. 口座開設はどのようにするのですか？

A. スマホから口座開設アプリを利用し、必要事項をご入力いただきお申込みしていただきます。

Q. 姫路信用金庫の本支店窓口でも口座開設はできますか？

A. 当支店の口座開設は、当金庫本支店窓口では取扱っておりません。

Q. 法人名義、団体名や屋号がついた名義でも口座開設できますか？

A. 法人名義の口座開設はできません。また、屋号付きなど事業用としてお使いの口座や団体名のついた口座もお取扱いしておりません。

Q. 口座開設時に必要な本人確認書類は何ですか？

A 1. お申込み時

都道府県公安委員会が交付する有効な自動車運転免許証が必要となります。

A 2. 当支店から郵送したICキャッシュカード等のお受取り時

日本郵便（株）郵便局員に本人確認書類原本の提示が必要となります。

必要書類はこちらをご確認ください。

→ http://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/honnin/ichiran.html

Q. 複数の口座を開設することはできますか？

A. 当支店での普通預金のお申込みは、お一人さま1口座です。

Q. 通帳やキャッシュカードは発行されますか？

A. ICキャッシュカードのみ発行いたします。普通預金通帳は発行いたしませんので、スマホから簡単にお取引内容を確認できる「通帳アプリ」をご利用いただきます。

アプリのダウンロード、ご登録方法ははこちらをご確認ください。

→ <https://www.shinkin.co.jp/himeshin/direct/tsucholess.html>

Q. 口座開設の申込みをしてから利用開始まで、どのくらいかかりますか？

A. お申込みをいただいてから、約2～3週間で本人確認書類上のご住所あてにICキャッシュカード等をご郵送いたします。ご本人さまにお受取りいただいたことを当金庫が確認できましたらご利用いただけます。

※書類等に不備がございますと、お時間をいただく場合がございます。

◆普通預金取引について

Q. どのようにして取引をするのですか？

A. 当金庫ATM、提携金融機関、コンビニATMからキャッシュカードを使って入出金、お振込を行っていただけます（ATMは、別途手数料がかかる場合がございます）。また、当金庫「個人IBサービス」をご利用いただき、パソコンやスマホ、タブレット端末からお取引いただけます。

Q. 給与や年金の受取口座として利用できますか？

A. ご指定いただけます。

Q. 公共料金の引落とし口座として利用できますか？

A. ご指定いただけます（各収納機関にお問い合わせください）。

Q. 現金での入金・出金はどのようにすればよいですか？

A. 全国の信用金庫の ATM をご利用ください。当支店の IC キャッシュカードを使用して現金をご入金・ご出金いただけます。信用金庫以外では、第二地銀（一部）、信用組合（一部）、労働金庫、ゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行の ATM がご利用になれます。

※利用手数料、時間外手数料など、別途、手数料がかかる場合があります。

Q. ATM での引出限度額はいくらですか？

A. IC キャッシュカード発行時の 1 日あたりの引出限度額は以下のとおりとなっております。

	限度額
発行時	50 万円
上限額	200 万円（生体認証機能 ^{注1} によるお取引の場合は 500 万円）

注1：生体認証機能の登録は当金庫本支店の有人店舗窓口のみで可能です。

※お客様が上限額の変更をご希望される場合は、当支店までご連絡をください。

（フリーダイヤル 0120-115-428）

なお、提携金融機関で IC キャッシュカードをご利用される場合は、ご利用の ATM で限度額の取扱いが異なります。また、提携金融機関の ATM によっては、限度額でのご利用ができない場合があります。

Q. ATM での振込はできますか？

A. お振込できます。信用金庫のほか、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信用組合、労働金庫の ATM がご利用になれます。

※お振り込みの限度額は、1 取引 200 万円以内（手数料別）、1 日あたり累計 200 万円以内です。

◆IB サービスについて

Q. スマホでの利用はできますか？

A. ご利用いただけます。

Q. 既に IB サービスの契約がある場合、インターネット支店の取引に使えますか？

A. インターネット支店専用の IB サービス契約が必要です。

Q. ログイン ID、パスワード等を忘れた場合はどうすればいいのですか？

A. 当支店までご連絡ください。（フリーダイヤル 0120-115-428）

Q. IB サービスの振込限度額はいくらですか？

A. 新規ご契約のお客さまにつきましては、1 回の振込限度額は 200 万円以内、1 日の振込限度額は 200 万円以内です。なお、お申込み時に限度額設定も可能です（200 万円以内）。

◆定期預金取引について

Q. 定期預金の申込みはどのようにするのですか？

A. IB サービスにてお申込みいただけます。普通預金口座からお振替によるお預入となります。

Q. 普通預金口座を開設せず、定期預金口座だけを開設することはできますか？

A. 定期預金口座だけを開設することはできません。

Q. 通帳や証書は発行されますか？

A. 通帳、証書は発行いたしません。

◆変更などの手続きについて

Q. キャッシュカード・印鑑を紛失してしまいましたけどどうすればよいですか？

A. 紛失のお手続きをいたしますので、速やかに下記までご連絡ください。

曜日	受付時間	連絡先	電話番号
平日	9:00～17:15	インターネット支店	0120-115-428
	上記以外	しんきん ATM 監視センター	0120-107-543
土曜日・日曜日・祝日	24 時間		

Q. 住所や電話番号、届出印を変更するにはどうすればよいですか？

A. 変更に必要な書類を郵送しますので、当支店のホームページ内の [各種資料請求・ご相談] をクリックしていただき、資料請求を行ってください。その後、書類にご記入いただき、当支店までご返送願います。